

○北しりべし廃棄物処理広域連合職員の氏名票等に関する規程

制 定 平成 14 年 8 月 2 日訓令第 10 号
最近改正 令和 6 年 4 月 12 日訓令第 3 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、職員の氏名票及び身分証明書について必要な事項を定めることを目的とする。

(氏名票の交付)

第 2 条 職員の氏名を明らかにすることにより、その自覚を高めるため、職員に対して氏名票（様式第 1 号）を交付する。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 4 第 4 項の規定による関係市町村（北しりべし廃棄物処理広域連合規約第 2 条に規定する関係市町村をいう。）の職員との兼務者（以下「併任職員」という。）にあっては、広域連合における職務上必要と認められる者に限り交付する。

(氏名票の着用)

第 3 条 氏名票の交付を受けた職員は、職務に従事するときは、荷物の運搬その他特別の事情がある場合を除き、常に氏名票を着用しなければならない。ただし、併任職員にあっては、専ら広域連合の職務に従事する場合に着用すれば足りる。

(身分証明書の交付)

第 4 条 職員の身分を証するため、その申請に基づき、身分証明書（様式第 2 号）を交付する。

2 前項の申請は、広域連合長に対し、身分証明書交付申請書（様式第 3 号）に顔写真を添付して行わなければならない。

(再交付)

第 5 条 氏名票の交付を受けた職員は、当該氏名票を紛失し、又はき損したときは、速やかに広域連合長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

2 身分証明書の交付を受けた職員は、当該身分証明書を紛失し、又はき損したときは、広域連合長に申請して、その再交付を受けることができる。

3 前条第 2 項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

(返還)

第 6 条 氏名票又は身分証明書の交付を受けた職員は、その身分を失ったときは、速やかに、当該氏名票又は身分証明書を広域連合長に返還しなければならない。

附 則

この訓令は、平成 14 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

<p>北しりべし廃棄物処理広域連合</p> <p>（補 職 名 等）</p> <p>（ 姓 ）</p>
--

様式第2号（第4条関係）

第 号			
氏 名			
	年 月 日生		
<p>身 分 証 明 書</p>			
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">写 真</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(縦3.0cm×横2.5cm)</td></tr></table>	写 真	(縦3.0cm×横2.5cm)	<p>上記の者は、北しりべし廃棄物処理広域連合職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">交付年月日 年 月 日</p> <p>北しりべし廃棄物処理広域連合長 印</p>
写 真			
(縦3.0cm×横2.5cm)			

様式第3号（第4条、第5条関係）

身分証明書交付申請書

年 月 日

北しりべし廃棄物処理広域連合長

様

所 属

氏 名

身分証明書の交付（再交付）を受けたいので、顔写真（縦3.0cm×横2.5cm）を添付して申請します。

申請者に対し、身分証明書を交付してよいか伺います。			
年 月 日 決 裁			
年 月 日 交 付 （ 交 付 ・ 再 交 付 ）			
公印担当者	主 幹	主 査	担 当